

令和2年3月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
（うちノートパソコン1件、電子レンジ1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
（うち携帯電話機（スマートフォン）1件、エアコン1件、
IH調理器1件、電気式浴室換気乾燥暖房機1件、
バッテリー（リチウムポリマー、模型用）1件、歩行車1件、
電動アシスト自転車1件、自転車1件、ラミネーター1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

パナソニック株式会社が製造したノートパソコンについて

(管理番号：A201901203)

①事故事象について

パナソニック株式会社（法人番号：5120001158218）が製造したノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、充放電の繰り返しにより搭載バッテリーの劣化が進行して内圧が上昇すると、異物が存在していた場合に内部短絡を生じて出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2018（平成30年）年3月28日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、翌29日に新聞社告を行い、同年6月12日から対象製品をお持ちの方に対し、バッテリー診断・制御プログラムの提供を実施しています。

③対象製品：機種（シリーズ）、製造期間、対象台数

機種（シリーズ）	製造期間	対象台数
CF-SX1/SX2/SX3/SX4 CF-NX1/NX2/NX3/NX4	2012年1月～2018年3月	669,569
CF-S10 CF-N10	2011年2月～2014年11月	219,030
CF-AX2/AX3	2012年10月～2016年10月	135,114
CF-C2	2012年10月～2018年3月	6,183
合 計		1,029,896

(注)SX4/NX4のWindows10プリインストールモデルは、バッテリー診断・制御プログラム対応済みのため、対象外です。

2018年（平成30年）3月28日からリコール（バッテリー診断・制御プログラムの提供）を実施

改修率：53.2%（2020年2月7日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	0	—
2018年度	2	火災	2013年度	0	—
2017年度	4	火災	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201901203）は含まない。

<ノートパソコンの機種の確認方法>

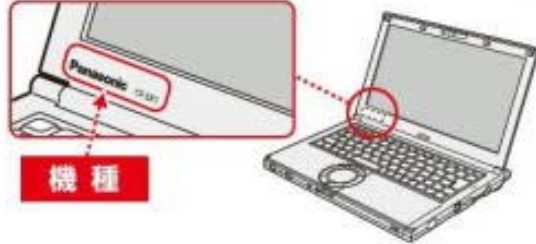
ノートパソコンの機種は、本体の機種表示を御確認ください。

CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ



Panasonic CF-SX1/SX2/SX3/SX4
または
Panasonic CF-NX1/NX2/NX3/NX4

CF-NX1/NX2/NX3/NX4シリーズ



機種

CF-S10シリーズ



CF-N10シリーズ



Panasonic CF-S10
または
Panasonic CF-N10

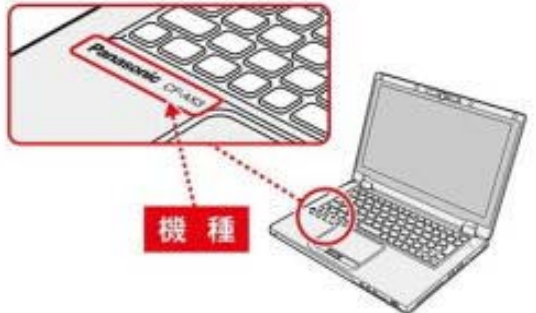


機種

CF-AX2/AX3シリーズ



Panasonic CF-AX2/AX3



機種

CF-C2シリーズ



Panasonic CF-C2



機種

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムをダウンロードし、実行してください。御不明な点は、下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120(870)163

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://askpc.panasonic.co.jp/info/180612.html>

※同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムがダウンロードできます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901203	令和2年2月24日	令和2年3月5日	ノートパソコン	CF-NX1VWJYS	パナソニック株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、充放電の繰り返しにより搭載バッテリーの劣化が進行して内圧が上昇すると、異物が存在していた場合に内部短絡を生じて出火に至ったものと考えられる。	東京都	平成30年3月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:53.2%
A201901213	令和2年2月14日	令和2年3月6日	電子レンジ	ER-536DP	東京芝浦電気株式会社(現 東芝ホームテクノ株式会社)	火災	当該製品を使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から40年以上経過した製品

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901204	令和2年1月26日	令和2年3月5日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月25日
A201901205	令和元年11月27日	令和2年3月5日	エアコン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月20日
A201901206	令和2年2月22日	令和2年3月5日	IH調理器	火災 死亡1名	当該製品の周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201901207	令和2年2月15日	令和2年3月5日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	製造から15年以上経過した製品
A201901208	令和元年7月13日	令和2年3月6日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和元年12月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年8月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201901209	令和2年2月21日	令和2年3月6日	歩行車	重傷1名	施設で使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転倒し、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
A201901210	平成31年2月7日	令和2年3月6日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、人を避けようとしたところ、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月27日
A201901211	平成31年2月15日	令和2年3月6日	自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走り出そうとしたところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月27日
A201901212	令和2年2月8日	令和2年3月6日	ラミネーター	火災	保育所で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月27日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

電子レンジ（管理番号:A201901213）

